

## 本所税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において本所税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

**令和2年7月以降、本所税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いいたします。**

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒110-8655

東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり本所税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり本所税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり本所税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署、本郷税務署、本所税務署及び向島税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(本所税務署)を変更するものではありません。

